

9 坂本茂兵衛家文書  
(旧住所 稻敷郡古渡村大字下馬渡)

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
1	寛保 1	1741	酉				売渡申田地証文(当西御年貢諸役夫食等に相詰り、金48両にて中田6畝歩売渡しにつき)	山来村地主 兵左衛門 <sup>㊟</sup> 、証人村 隼人 <sup>㊟</sup>	須加津村 作右衛門殿	縦紙	1	82
2	寛保 3	1743	亥		12		質地証文之事(御年貢差支えにつき、年季3年にて質地差入れ金17両2分借用につき)	本田主馬渡村 茂兵衛 <sup>㊟</sup> 、請人同所 主水 <sup>㊟</sup>	山来村 吉左衛門殿	縦紙	1	63
3	延享 4	1747	卯		11	23	相渡申質地証文之事(年々悪作にて御年貢諸役夫食等に差詰り、田地3年季にて質に入れ、代金140両借用につき)	金子預主山来村 長左衛門 <sup>㊟</sup> 、同村証人 茂左衛門 <sup>㊟</sup> 、同村証人 八郎兵衛 <sup>㊟</sup>	須加津村 三郎兵衛殿	縦紙	1	88
4	宝暦 8	1758	寅		2		相渡申質地証文之事(去丑年の年貢諸役に差詰り、3年季代金2両1分にて下畑1畝15歩余質入れにつき)	下馬渡村 質置主 茂兵衛 <sup>㊟</sup> 、同村 証人 伊左衛門 <sup>㊟</sup> 、同村 同断 惣左衛門 <sup>㊟</sup> 、上馬渡村 証人 新左衛門 <sup>㊟</sup>	上馬渡村 喜兵衛殿	縦紙	1	83
5	明和 2	1765	酉		2		相渡申質地証文之事(要用につき、屋敷畑3畝歩、3年季にて質に入れ金2両1分借金につき)	下馬渡村 質置主 九右衛門 <sup>㊟</sup> 、証人 太郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、同断 清兵衛 <sup>㊟</sup> 、同断 源兵衛 <sup>㊟</sup>	茂兵衛殿	縦紙	1	71
6	天明 3	1783	卯		11		相渡申質流地証文之事(当卯御年貢御上納に差詰り、代金18両にて、長年質地に入置中田1反1畝15歩を質流につき)	河内郡馬渡村 地主 茂兵衛 <sup>㊟</sup> 、親類 権右衛門 <sup>㊟</sup> 、証人 清兵衛 <sup>㊟</sup> 、組頭 久右衛門 <sup>㊟</sup>	当村 茂左衛門殿	縦紙	1	69
7	天明 5	1785	巳			極	相渡申質流田地証文之事(当巳御年貢米永上納に差支え、10ヶ年以前に質入れの上田9畝歩を代金27両2分にて質流地に致す旨)	四ヶ村井金質流地金子 借主 庄兵衛 <sup>㊟</sup> 、同所 証人 新左衛門 <sup>㊟</sup> 、同所 同断 治兵衛 <sup>㊟</sup> 、親類 五郎右衛門 <sup>㊟</sup>	須賀津村 作右衛門殿	縦紙	1	89
8	寛政 2	1790	戌		12		相渡申質地証文之事(当戌御年貢諸役等に差詰り、中田2反1畝20歩代金12両3年季にて質入につき)	馬渡村 質置主 八郎左衛門 <sup>㊟</sup> 、証人 八郎兵衛 <sup>㊟</sup>	上馬渡村 文右衛門殿	縦紙	1	62
9	文化 8	1811	未		1		借用申金子証文之事(去る午御年貢残納差詰り、屋敷内蜜柑地面質物に書入れ金子1両2分借用につき)	下馬渡村 借主 三郎兵衛 <sup>㊟</sup> 、同断 利兵衛 <sup>㊟</sup> 、同断 茂左衛門 <sup>㊟</sup> 、証人 茂兵衛 <sup>㊟</sup>	須加津村 長左衛門殿	縦紙	1	52
10	文化10	1813	酉		12		相渡申質地証文之事(西御年貢上納に差詰り、中田・下田合せて2畝29歩を代金3両にて3年季にて質入につき)	山来村 質地主金子預り人 市郎右衛門 <sup>㊟</sup> 、証人 市之丞 <sup>㊟</sup> 、口入 治兵衛 <sup>㊟</sup>	須賀津村 作右衛門殿	縦紙	1	76
11	文政 7	1824	申		12		文左衛門方より質地に預かる中田2反1畝20歩を、身代金4両2朱にて下馬渡村茂兵衛方へ質入につき)	質地主 作右衛門 <sup>㊟</sup> 、証人 三郎左衛門 <sup>㊟</sup>	下馬渡村 茂兵衛殿	縦紙	1	74
12	文政 8	1825	酉		1		相渡申質地証文之事(当申年御年貢残納に差支え、3年季にて中田1反1畝15歩質入れ、金3両借用)	馬渡村 質地主 茂左衛門 <sup>㊟</sup> 、加判人 久右衛門 <sup>㊟</sup> 、同断 長右衛門 <sup>㊟</sup>	同村 茂兵衛殿	縦紙	1	85
13	文政 8	1825	酉		11		請取之事(須賀津村長左衛門新屋敷9畝9歩質入れ貴殿方より借金の分、私方にて引受返済致すにつき)	下馬渡村 須賀津村長左衛門世話人 惣右衛門 <sup>㊟</sup>	当村 茂兵衛殿	切紙	1	80
14	文政11	1828	子		7	吉	下馬渡名寄明細帳	坂本茂兵衛		縦帳	1	15
15	文政11	1828	子		10	4	御用向入用留(醬油代・着代・飛脚賃金など年貢割付・年貢勘定等の御用向の費用書留・集計)			横帳	1	1

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
16	文政11	1828	子		11		金子借用証文之事(御地頭所様より先納金を仰付けらるるも、自力にては調達出来かね、御用人中野順助様より金7両2分借用につき)	借主 判頭 善兵衛㊦、借主判頭 藤右衛門、借主判頭 惣右衛門㊦、借主判頭 市郎兵衛㊦、百姓代判頭代 借主 三郎兵衛㊦	当村 名主 茂兵衛殿	継紙	1	56
17	天保1	1830	寅		12		差入申添書証文之事(当寅10月八郎兵衛方より質地に取置く古新畑を質に入れ、代金1両を借用につき)	上馬渡村 権兵衛㊦	下馬渡村 茂兵衛殿	縦紙	1	39
18	天保2	1831	卯		7		水行直御用留(漁業、葭蒲など水行の障りになるもの多く、耕作に差支えるため漁具を制限し、葭蒲を刈払うべきこと、また用水普請入用の件など申渡し及び請書、その他)	常州河内郡下馬渡村		縦帳	1	12
19	弘化4	1847	未		3		相渡申譲地証文之事(御年貢御上納并家事賄方に差詰り、下畑2畝歩を譲地として金1両借用につき)	山来村 譲地主 市良右衛門㊦、組合受人 長左衛門㊦、親類受人 勘右衛門㊦	下馬渡村 金子主 茂兵衛殿	縦紙	1	65
20	弘化4	1847	未		3		相渡申譲地証文之事(御年貢御上納并家事賄方に差支え、代金18両にて新林・下畑譲地に致すにつき)	山来村 譲地主 市良右衛門㊦、組合受人 長左衛門㊦、親類受人 勘右衛門㊦	下馬渡村 金子主 茂兵衛殿	縦紙	1	73
21	弘化4	1847	未		3		差入申別紙之事(先年山林1ヶ所を茂兵衛方に譲渡するも、証文面には下畑2畝歩とあり、市郎右衛門殿水帳調査にても判明せざるにつき、切年貢として年に鑑24文宛市郎右衛門方へ上納致さるべき旨)	山来村 市郎右衛門㊦、組合 長左衛門㊦、親類 勘左衛門㊦	下馬渡村 茂兵衛殿	切紙	1	77
22	弘化4	1847	未		5		御用留(弘化3年~嘉永2年までの回状・上申書の写)			縦帳	1	5
23	安政6	1859	未		4		差入申日延証文之事(金子借用の際に書入るる漁船、引渡し日延べ願)	上馬渡村 借用日延人 太兵衛㊦、組合 長右衛門㊦	下馬渡村 茂兵衛殿	縦紙	1	91
24	安政6	1859	未	11	2		差入申借用証文之事(要用につき町米6俵借用)	須賀津村 借用人 作右衛門㊦、同村 請人 七郎兵衛㊦	下馬渡村 茂兵衛殿	縦紙	1	54
25	安政6	1859	未	11			山来村権左衛門から質地にとりも、当未年御年貢上納に差詰るにより、下馬渡村茂兵衛殿へ3年季20両にて質入につき)	須賀津村 質地主 作右衛門㊦、組合 請人 源右衛門㊦、親類受人 伊左衛門㊦、世話人 七郎兵衛㊦	下馬渡村 茂兵衛殿	縦紙	1	81
26	元治1	1864	子		5		相渡申添書証文之事(山来村長左衛門方より質流地に取置く田地、去亥年御年貢残納に差詰るにより、5ヶ年季代金35両にて質入)	須賀津村 質主 作右衛門㊦、受人 三郎兵衛㊦、組合 証人 七郎兵衛㊦	下馬渡村 伊兵衛殿	縦紙	1	84
27	元治2	1865	丑		4		相渡申林畑質地証文之事(当子年御年貢残納に差支え、先年質地に預る林畑、新規証文に改め30年季代金15両にて質入につき)	北須賀津村 質地主 作右衛門㊦、受人 七郎兵衛㊦	下馬渡村 伊兵衛殿	縦紙	1	86
28	慶応1	1865	丑		8		相渡申掛増金証文之事(当丑年御上納諸役等に差詰り、先年5両2分で質入せる下畑2畝24歩に4両3分の掛増金借用の件)	掛増人 山来坪 八郎兵衛㊦、組合 請人 酒井 重左衛門㊦、親類 請人 長左衛門㊦	当坪 和田吉左衛門殿	縦紙	1	53
29	慶応2	1866	寅		3		相渡申質地証文之事(御年貢残納并家事賄方に差詰り、下田下畑代金7両にて入質につき)	上馬渡村 質地主 庄右衛門㊦、組合 証人 武兵衛㊦	下馬渡村 伊兵衛殿	縦紙	1	42

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
30	1	慶応2	1866	寅		6	相渡申質地証文之事(当寅夏成御上納に差支え、山来兵左衛門より先年質流れの田地を3ヶ年季代金65両にて質入につき)	須賀津村 質主 作右衛門④、組頭惣代 佐右衛門④、証人 七郎兵衛④	下馬渡村 伊兵衛殿	縦紙	1	64 1
30	2	明治4	1871	未		2	返証文之事(根本方へ質流地として売渡した下田9畝8歩を此度請戻すが、再び根本方より請戻し願出につき)	下馬渡村 坂本茂兵衛④	四ヶ村山来坪 根本吉左衛門殿	縦紙	1	64 2
31		慶応2	1866	寅		8	相渡申掛増金証文之事(質地掛増金について)	掛増主 八郎兵衛④、組合受人 酒井重左衛門④、親類受人 長左衛門④	和田 吉左衛門殿	縦紙	1	41
32		慶応2	1866	寅		8	小作証文之事(質入した畑を入附金5両2分にて小作請負につき)	須賀津村 作右衛門④、受人 七郎兵衛④	下馬渡村 伊兵衛殿	縦紙	1	43
33		慶応2	1866	寅		8	手形一札之事(畑地請戻のところ質地証文紛失につき一札)	小須賀津村 作右衛門④、同 証人 七郎兵衛④	下馬渡村 伊兵衛殿	切紙	1	48
34		慶応3	1867	卯		8	相渡申質畑流地証文之事(質地請戻し叶わず、猶又秋成上納家事賄方に差詰り、代金12両2分にて質地に入置く下畑を高越しに致し、合せて代金50両にて質地に入れる旨)	高越人 四ヶ村山来 兵左衛門④、組合受人 重左衛門④、親類受人 長左衛門④	和田 吉左衛門殿	縦紙	1	79
35		慶応3	1867	卯		10	吉 当卯ノ田畑入附并利足取立帳	安藤駿河 常州河内郡 下馬渡村 坂本伊兵衛		横帳	1	95
36		慶応4	1868	辰		3	相渡申質畑証文之事(去卯御年貢残納家事賄方に差詰り、代金15両にて上畑2畝20歩質入)	質地人 山来 兵左衛門④、組合受人 重左衛門④、口入人 井金 四郎兵衛④	和田 吉左衛門殿	縦紙	1	61
37		慶応4	1868	辰		9	差入申一札之事(田地引渡しの際)	須賀津村 作右衛門④	下馬渡村 茂兵衛殿	縦紙	1	51
38		慶応4	1868	辰		9	吉 当辰ノ田畑入附并利足取立帳	常州河内郡 下馬渡村 茂兵衛		横帳	1	96
39		(近世)					(年貢皆済覚帳)			縦帳	1	10
40		(近世)					差上申一札之事(五人組帳前書写)	下馬渡村茂兵衛		縦帳	1	4
41		(近世)					(新規商売取締・諸職人手間代引上げ・百姓寄合入用・御出役様方賄方の件・その他村々諸事取締り箇条書)			縦帳	1	3
42		(近世)					(質地証文下書)			縦紙	1	94
43		明治2	1869			6	去ル辰御年貢米永調書	常陸国河内郡阿波村組合三拾三ヶ村之内御支配所下馬渡村同新田共		縦帳	1	11

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
44	明治 2	1869	巳		11	25	当巳畑方田掛り夫錢請取帳	庄屋 茂兵衛		横帳	1	9
45	明治 2	1869					(明治2年~3年 御年貢割合帳他年貢諸帳簿4冊綴)			綴	4	34~37
45 1	明治 2	1869	巳		11	7	当巳御年貢割合帳	元安藤上知		横帳	1	34
45 2	明治 2	1869	巳		11	7	当巳諸夫錢控帳	庄屋 茂兵衛		横帳	1	35
45 3	明治 2	1869	巳		11	9	当巳御年貢割合帳	元伊東上知		横帳	1	36
45 4	明治 3	1870	午		3	16	去ル巳御年貢割返し金納取立帳			横帳	1	37
46	明治 3	1870	午		2		相渡申流地添書証文之事(兵左衛門より流地に取置く地所を茂兵衛方へ質地に入置くところ、去午年の御年貢錢納に差詰り代金50兩にて流地につき)	四箇村 質流地主 根本吉左衛門㊦, 同組合受人 根本庄左衛門㊦, 同 親類受人 山來長左衛門㊦	下馬渡村 坂本茂兵衛殿	竖紙	1	57
47	明治 3	1870	午		10		一札之事(質地に渡す土地は水難の田地たるにより、請戻しの際はこの田地から請戻し、他は後回しとして迷惑を懸ざる旨)	須賀津村 作右衛門㊦, 証人 七郎兵衛㊦	下馬渡村 茂兵衛殿	竖紙	1	75
48	明治 4	1871	午		1	26	覚(運賃残金10兩及び須賀津村さし米受取証)	下総国葛飾郡 木間ヶ瀬村 船主 半助㊦ 惣兵衛代印, 同州同郡 同村立会人 惣兵衛㊦	常州河内郡 下馬渡村 庄屋 茂兵衛殿	竖紙	1	38
49	明治 4	1871	未		2		相渡申質添書証文之事(去午御年貢上納に差詰り、代金70兩にて下田・上田合せ2反5畝13歩質入)	阿波村 質主 仁右衛門㊦, 組合 受人 新右衛門㊦	下馬渡村 坂本茂兵衛殿	竖紙	1	59
50	明治 4	1871	未		2		差入申添書証文之事(4ヶ村兵左衛門方より下畑2畝20歩質地に取置くところ、去午御年貢残納に差詰り坂本茂兵衛方へ代金16兩1分2朱にて3年季にて質地に入置く)	四ヶ村 質地主 根本吉左衛門㊦, 組合 請人 根本庄左衛門㊦, 親類請人 山來長左衛門㊦	下馬渡村 坂本茂兵衛殿	竖紙	1	60
51	明治 4	1871	未		2		覚(金24兩2分1朱にて古証文1通相渡すにつき)	山來坪 和田 根本吉左衛門㊦, 組合 請人 根本庄左衛門㊦, 立会人 山來長左衛門㊦	下馬渡村 坂本茂兵衛殿	切紙	1	78
52	明治 5	1872	申		2		差入申掛増金証文之事(未御年貢残納並家事賄方に差詰り、売渡し置く田地へ掛増仕り、金20兩借用につき)	阿波村 掛増人 吉田仁右衛門㊦, 組合 引受人 青木新右衛門㊦	下馬渡村 坂本茂兵衛殿	竖紙	1	87
53	明治 7	1874	戌		2		差入申小作請負証文之事(田不足につき小作請負につき)	四ヶ村 小作人 山來長左衛門㊦, 同口 入請人 根本庄左衛門㊦	下馬渡村 坂本茂兵衛殿	竖紙	1	50

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号	
54	明治7	1874	戊		3		相渡申質流地証文之事(去酉年御年貢残納に差 詰り、新林山2筆代金6両にて質流につき)	下馬渡村 質流地人 坂本八郎左衛門 ④, 組合引受人 坂本久右衛門④, 親類 受人 坂本利兵衛④	当村 坂本茂兵衛殿	縦紙	1	66	
55	明治8	1875	亥		1	16	相渡申流地証書之事(永年借金15円の質地に入 置く上畑を、当亥貢金支払いに差詰り、金2円50 銭で流地につき)	四箇村山来坪 流地主 山来兵左衛門 ④, 組合受人 原弥兵衛④, 南山来村 親類受人 根本与惣右衛門④	同村同坪 根本吉左衛門殿	縦紙	1	58	
56	明治8	1875	亥		5		御用留(5月6日~7月27日 県庁よりの布達・布 告・通達の件・船税の件など)	下馬渡郵戸長 (裏表紙)坂本茂兵衛		縦帳	1	8	
57	明治8	1875	亥		11	16	相渡申高越証書之事(当亥貢金納方に差詰るに つき、兵左衛門からの流地上畑2畝20歩永代売 渡につき)	四箇村山来坪 高越主 根本吉左衛門 ④, 組合受人 根本庄左衛門④	下馬渡村 坂本茂兵衛殿	縦紙	1	49	
58	明治9	1876	子		5	15	記(地券入用受取)	四ヶ村副長 森田甚之丞④, 同 下調掛 り 木内清右衛門④	下馬渡村 坂本茂兵衛殿	切紙	1	92	
59	明治9	1876				11	売渡申証文之事(当子の貢納金に差支え、宅地3 畝17歩を代金8円75銭にて売渡につき)	第拾大区七小区 河内郡下馬渡村 第 拾三番地居住 売渡人 坂本善兵衛④, 組合引受人 坂本九右衛門④, 口入人 坂本権右衛門④	当村 坂本茂兵衛殿	単票	1	47	
60	明治10	1877				6	寺院境分上知取調書上 第十大区七小区河内 郡下馬渡村	右村 書記 坂本茂兵衛, 戸長 岩瀬南 黄④, 副区長 岩瀬七左衛門④		縦帳	1	14	
61	明治10	1877				11	1	御布告留(10月27日~12月30日 県税更正につ き営業者鑑札引換につき、地租徴収の件、その 他)			縦帳	1	6
62	明治11	1878				3	相渡申山質流之証(去丑貢金諸役等に差詰り、 山地1反1畝24歩質に入れ金6円借用につき)	河内郡南山来村第五番地 質流地主 根本惣兵衛④, 第三番地 組合受人 根 本市右衛門④, 第四番地 組合受人 根 本治郎左衛門④, 他3名	同郡 下馬渡村金主 坂本茂 兵衛殿	単票	1	90	
63	明治15	1882				4	1	山地売渡証(貢租差支につき上馬渡村のうち山 林地7畝歩代金8円にて売渡につき)	河内郡上馬渡村 第拾番地居住 売渡 人 内野庄左衛門④	全郡下馬渡村 坂本茂兵衛 殿	単票	1	46
64	明治17	1884				1		田地売渡証(田1反7畝10歩を代金132円にて売 渡につき)	河内郡須賀津村 五十式番売主 高須 寛四郎④, 全村証人 根藤政吉④	全郡下馬渡村 坂本茂兵衛 殿	縦紙	1	67
65	明治17	1884				1		田地売渡証(田7筆、代金390円にて売渡につき)	河内郡須賀津村 五十式番地 売渡主 高須寛四郎④, 全村 証人 根藤政吉④	全郡下馬渡村 坂本茂兵衛 殿	継紙	1	68
66	明治17	1884				3		地所売渡之証(田4筆金80円にて売渡につき)	河内郡四ヶ村 戸主 弟 川村伊之助 ④, 売渡人 父 川村武右衛門④, 保証 人 大竹庄左衛門	同郡下馬渡村 坂本茂兵衛 殿	縦紙	1	44
67	明治17	1884				7	23	年季質地之証(地租金其他家事賄方に差支え、 質地入置き金32円90銭借用につき)	河内郡四ヶ村 借用人 後藤伊助④, 同 村証人 青野喜助④, 同郡下馬渡村 証 人 木村五郎兵衛④	同郡下馬渡村 坂本茂兵衛 殿	縦帳	1	72

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
68	明治19	1886			1		地所売渡之証(地租金其他家事賄方に差詰り、田地5筆を代金30円にて売渡につき)	河内郡四箇村 第六十九番地 売渡人 原作右衛門㊟、保証人 森田甚之丞㊟	全郡下馬渡村 坂本茂兵衛殿	縦紙	1	70
69	明治19	1886			2		田地小作之証(常陸国河内郡下馬渡村地内田8畝10歩を入附米7斗5升にて小作につき)	右村 小作人 坂本熊次郎㊟、証人 坂本忠七㊟、同 坂本寿輔㊟	当分 地主 坂本勇輔殿	縦紙	1	45
70	明治21)	1888		閏	3	23	(明治21年3月23日~22年10月31日 茨城県河内郡古渡村他9ヶ村戸長役場より下馬渡村組頭坂本茂兵衛宛請書類綴)			綴	76	2
70	1	明治22	1889		2	8	(21年煙草耕作人収穫届指出方につき督促)	古渡村聯合 戸長役場㊟	下馬渡村 組頭 坂本茂兵衛殿	単票	1	2 1
70	2	明治22	1889		2	4	(21年煙草耕作人収穫届指出方につき督促)	古渡村聯合 戸長役場㊟	下馬渡村 組頭 坂本茂兵衛殿	単票	1	2 2
70	3	明治22	1889		1	28	(赤貧者・諸営業人取調申し達し)	栗原巡查㊟	河内郡下馬渡村 坂本茂兵衛殿	単票	1	2 3
70	4	明治21	1888		5	2	(高等小学校21年度新築費負担額御達しに付、村会開設出願取計い申入れ)	戸長役場㊟	下馬渡村 組長御中	単票	1	2 4
70	5				12	6	(村方地租賃与願い許可につき手続取計い申し入れ)	戸長役場㊟	下馬渡村 組頭 坂本茂兵衛殿	単票	1	2 5
70	6	明治22	1889		11	15	(火葬場選定方につき、協議申入れ)	戸長役場㊟	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 6
70	7	明治22	1889		1	15	(土地区画改正組合規約例発布につき、速やかに組合を設け認可を得べき旨通達)	戸長 小沢与惣左衛門㊟	下馬渡村 組頭	単票	1	2 7
70	8	明治21	1888		11	30	(地押上発願に係る異動地検査にて検了の分につき、進達なされざるものは至急進達すべき旨、通達)	戸長役場㊟	下馬渡村 地主惣代	単票	1	2 8
70	9	明治21	1888		11	28	(家禽取調の儀につき督促)	戸長役場㊟	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 9
70	10	明治) 5	1872		11	14	(飼育する家禽の種類・頭数、来る25日迄に明細に差出すべき旨、通達)	戸長役場	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 10
70	11	明治) 5	1872				(家禽統計表雛形)			単票	1	2 11
70	12	明治21	1888		11	17	依頼状(秋季種痘施行の儀につき、種痘しない人名、理由書を差出すべき旨)	種痘医 古渡村 和田春斎㊟	下馬渡村 坂本茂兵衛殿	単票	1	2 12

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
70 13							(県会及町村会議員その他住所氏名取調依頼)			単票	1	2 13
70 14	明治21	1888			11	14	(町村分合の件につき、郡書記片岡殿拙村へ御出張願いたき儀会合致したく、須賀津村会所へ午前9時に集合の旨通知)	第一課		単票	1	2 14
70 15	明治)21	1888			11	10	(豊田外11郡農産品評会開会につき、本月25日迄に出品申込なさるべき旨、通知)	戸長役場印	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 15
70 16						10)	(郡書記片岡有垣殿御派出にて町村共有財産調べのところで、手直しあるにつき、明11日午前9時迄に印形携帯にて出頭あるべき旨、通知)	戸長役場	飯出村、岡飯出村、三次村、上馬渡村、下馬渡村 右村組頭御中	単票	1	2 16
70 17	明治)21	1888			11	9	(道路反別入用取調につき、道路調帳差出通知)	戸長役場	飯出村、岡飯出村、三次村、上馬渡村、下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 17
70 18	明治)21	1888			11	8	(信太郡他3郡漁業集談会開設の件、来る13日信太郡木原村にて本県より主務課員出張にて霞ヶ浦漁業上の儀御諮問あるにつき、各村漁業者総代1名宛前々日出頭あるべき旨、通知)	戸長役場印	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 18
70 19 1							第一書式 町村共有財産処分協議書(書式)			単票	1	2 19 1
70 19 2							第二書式 町村共有財産処分協議書(書式)			単票	1	2 19 2
70 19 3							第三書式 町村共有財産処分協議書(書式)			単票	1	2 19 3
70 19 4							(町村合併に関する条項、第7から8条のみ)			仮綴	1	2 19 4
70 20	明治)21	1888			10	31	(新町村造成に関し、町村有財産処分につき相談致したく出頭願)	戸長代理 書記 師岡保之丞印	下馬渡村 組長 坂本茂兵衛殿	単票	1	2 20
70 21	明治)21	1888			11	1	(延納年賦一時徴収の儀につき郡吏原正作殿派出につき、役場に出頭願)	古渡村外九ヶ村聯合 戸長役場	飯出村、岡飯出村、三次村、上馬渡村、下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 21
70 22	明治)21	1888			10	22	(高等小学校新築費寄付金につき、取りまとめ願)	小沢与惣左衛門印	坂本茂兵衛殿	単票	1	2 22
70 23	明治)21	1888			10	18	(治安裁判所出張所新築費及高等小学校新築費等寄附金につき、22日までに取りまとめ送付願)	戸長 小沢与惣左衛門印	下馬渡村 組頭 坂本茂兵衛殿	単票	1	2 23
70 24 1	明治21	1888			10		協議評決上申(信太河内郡学資基礎金下戻の儀につき評決)	藤本宗右衛門、三次村 田仲隆助、上馬渡村 坂本勤右衛門、下馬渡村 坂本茂兵衛	信太 河内 郡長小林大次郎殿	仮綴	1	2 24 1



目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
70 24	2 明治)21	1888			10	4	(信太・河内郡学資基礎金下戻し方の儀訓令あるにつき、協議のため出頭願)	古渡村外九ヶ村 戸長小沢与惣左衛門 印	下馬渡村組頭 坂本茂兵衛 殿	単票	1	2 24 2
70 25	明治)21	1888			10	11	(来る15日秋季種痘施行のため下馬渡村坂本茂兵衛方へ医員出張につき、幸蔵等6名の者出頭取計願)	戸長役場印	下馬渡村 組頭 坂本茂兵衛 殿	単票	1	2 25
70 26	明治)21	1888			10	10	(甲部普通農事巡回教師船津四等技手江戸崎町にて農事等の講話いたすにつき、村内学志の者へ出頭依頼)	戸長役場印	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 26
70 27	明治19	1886					(明治19~20年、地目変換指令・開墾地指令・荒地起返指令許可期日覚)			単票	1	2 27
70 28	明治)21	1888			8	11	(水戸上市江道館において開催される蘭糸共進会への出品誘導依頼)	古渡村外九ヶ村聯合 戸長役場印	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 28
70 29	明治21	1888			9	26	(村方自家用酒造継続願却下につき、28日までに税金取りまとめの上、郡役所へ送付さるべき旨、通知)	戸長役場印	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 29
70 30	明治)21	1888			9	24	(町村分合の件に関し県知事より諮問あるべきにつき、来る10月2日に出頭願)	戸長役場印	下馬渡村 組頭 坂本茂兵衛 殿	単票	1	2 30
70 31	明治)21	1888			9	25	(村方坂本丑之助他数名より地租補助願申出につき、本件は組頭にて取りまとめべく御取計願)	古渡村外各村 戸長役場印	下馬渡村 組頭坂本茂兵衛 殿	単票	1	2 31
70 32	明治)21	1888			9	22	(自家用料酒製造届けは郡長宛他にもう1通差出すべき旨、通知)	古渡村聯合 戸長役場	下馬渡村 坂本茂兵衛殿	単票	1	2 32
70 33	明治21	1888			9	10	(自家用料酒製造人本年営業満期につき、20日迄に営廃共に届出すべき旨、通知)	古渡村聯合 戸長役場印	下馬渡村 組頭 坂本茂兵衛 殿	単票	1	2 33
70 34	明治)21	1888			8	28	(古渡村へ巡查駐在所設置の旨、通知)	古渡村外九ヶ村 戸長役場印	下馬渡村 組頭 坂本茂兵衛 殿	単票	1	2 34
70 35	明治21	1888			6	6	(明治21年分徴兵慰労会義捐金送納依頼)	戸長役場印	下馬渡村 組頭 坂本茂兵衛 殿	仮綴	1	2 35
70 36	明治)21	1888			8	18	(信太河内高等小学校新築費寄付金、30日限にて送金願)	河内郡古渡村聯合 戸長小沢与惣左衛門 印	下馬渡村 組頭 坂本茂兵衛 殿	単票	1	2 36
70 37	明治)21	1888			8	13	(地押調査に際し図面訂正あらば検査の上返達すべき旨、督促)	古渡村外九ヶ村聯合 戸長役場印	下馬渡村 地主惣代御中	単票	1	2 37
70 38	明治)21	1888			8	28	(役場移転につき通知)	古渡村外九ヶ村聯合 戸長役場印	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 38

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
70 39	明治)21	1888			9	3	(臨時聯合会開設につき出張命令)	古渡村外九ヶ村聯合 戸長小沢与惣左衛門印	聯合会議員 下馬渡村 坂本茂左衛門, 坂本寿輔	単票	1	2 39
70 40	明治)21	1888			8	4	(煙草耕作方及び客年残葉届の件につき、6日に 出頭願)	古渡村聯合 戸長役場印	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 40
70 41	明治)21	1888			8	4	(勸業見本品陳列場開設につき、陳列すべき物 品を寄託・寄附あるべく誘導願)	古渡村聯合 戸長役場印	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 41
70 42							(道路掃除方の儀、取計らい願)	戸長役場印	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 42
70 43	明治)21	1888			7	28	(煙草耕作人心得書発布につき、係員実地検査 あるにより、至急取計いの旨、通知)	古渡村外九ヶ村聯合 戸長役場印	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 43
70 44	明治)21	1888			6	12	(蚕種の養桑園方不注意なきよう示諭あるべき 旨、申入れ)	戸長役場印	下馬渡村 組頭 坂本茂兵衛 殿	単票	1	2 44
70 45					7	25	(村渡船賃20年度収入高取調の儀につき、結果 指出し督促状)	戸長役場印	下馬渡村 組頭御中	綴	2	2 45
70 46 1	明治)21	1888			7	17	(煙草植付届書差出方変更につき、別紙雛形の 通18日迄に指出し取計い願)	古渡村聯合 戸長役場印	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 46 1
70 46 2	明治)21	1888			7		煙草植付御届(雛形)	河内郡何村 耕作人 名印	戸長宛 忝枚、知事宛 忝枚	単票	1	2 46 2
70 47	明治)21	1888			6	28	(煙草耕作人心得書通達ならびに心得書綴)			綴	2	2 47
70 47 1	明治)21	1888			6	28	(煙草耕作人心得書別紙の通御達しにつき、耕 作人へ示諭方願)	戸長役場印	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 47 1
70 47 2	明治)21	1888			6	28	煙草耕作人心得書			仮綴	1	2 47 2
70 48	明治)21	1888			7	9	(徴兵慰勞会贈与式挙行につき、村内会員へ臨 席通知願)	委員 小沢与惣左衛門印	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 48
70 49					9	1	(陸軍陸地測量部に於いて測量施行につき心得)	古渡村聯合 戸長役場印	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 49
70 50					5	27	(本年度煙草作付反別并收穫見積届書指出督 促)	戸長役場印	下馬渡村 組長御中	単票	1	2 50

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
70 51	明治21	1888			5	22	(21年煙草作付反別并收穫見積届差出督促)	古渡村聯合 戸長役場印	下馬渡村 組長御中	単票	1	2 51
70 52 1	明治21	1888			5	24	(コレラ予防のため、別紙清潔方実施願)	古渡村外九ヶ村 戸長 小沢与惣左衛門印	下馬渡村 組長 坂本茂兵衛殿	単票	1	2 52 1
70 52 2	明治21)	1888			5)	24)	清潔方実施項目			仮綴	1	2 52 2
70 53	明治21	1888			5	27	(街路取締規則改正につき、街路店前にて醜態をなすもの嚴重取締り命令)	戸長役場印	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 53
70 54	明治)21	1888			4	25	(21年度地方税・営業雜種税につき臨時村会開催通知)	戸長役場印	下馬渡村 組長御中	単票	1	2 54
70 55							高等小学校新築費寄附募集額(下馬渡村分)	印(小沢与惣左衛門)		単票	1	2 55
70 56							信太河内高等小学校廿一年度新築費賦課徴収議按 下馬渡村(支出/部)			単票	1	2 56
70 57							信太河内高等小学校廿一年度新築費賦課徴収議按 下馬渡村			単票	2	2 57
70 58	明治)21	1888			4	2	(本年春季種痘につき、通達方依頼)	戸長役場印	下馬渡村 組長御中	単票	1	2 58
70 59	明治)21	1888			6	7	(煙草作付届書指出につき督促)	戸長役場印	下馬渡村 組頭 坂本茂兵衛殿	単票	1	2 59
70 60 1	明治)21	1888			4	9	(信太河内2郡茶業者組合未加入者ならびに無証票者に対し、示諭あるべき旨、通達)	戸長役場印	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 60 1
70 60 2	明治)21	1888			4	9	(農事講習所設置位置につき、志願者は12日限りにて願書提出すべく取計い通達)	戸長役場印	下馬渡村 組長御中	単票	1	2 60 2
70 61	明治)21	1888			3	23	(農商務省乙部養蚕巡回教師田口鋭三郎巡回演説につき、出席方周知願)	戸長役場印	下馬渡村 組長中	単票	1	2 61
70 62 1	明治21	1888					廿一年度営業雜種税中地位二抛り賦課スル各業等級議按説明 下馬渡分			単票	1	2 62 1
70 62 2	明治21	1888					明治廿一年下馬渡村営業雜種税中等級税額議按			単票	1	2 62 2

目録番号	年号	西曆	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
70 62 3	明治21	1888					明治廿一年下馬渡村營業雜種税中等級税額議按			単票	1	2 62 3
70 62 4	明治21	1888					廿一年度下馬渡村戸数割税等級額議按			単票	1	2 62 4
70 62 5	明治21)	1888					下馬渡村戸数割賦課等級税額議按			単票	1	2 62 5
70 63	明治)21	1888			12	3	(改租延納年賦金一時納の受書の書式訂正の儀につき役場出頭願)	戸長役場印	下馬渡村 組頭御中	単票	1	2 63
71	明治)28	1895					不動産仮差押申請(28年度小作米請求書案)		判事三浦精明殿	単票	1	25
72	明治29	1896			11	7	領収証(招魂社建築義捐金)	招魂社建築事務所 領収人 平山要造印	坂本茂兵衛殿	単票	1	20
73	明治29	1896			12	22	有体動産仮差押申請(申請人坂本茂兵衛・相手方平野周蔵、小作米支払い滞りにつき)	松田徳次郎印、代書人 酒井雄平印	龍ヶ崎区裁判所 判事三浦精明殿	仮綴	1	19
74	明治30	1897			1	6	期日呼出状(原告坂本茂兵衛・被告平野周蔵との小作米請求、支払命令異議事件につき)	竜ヶ崎区裁判所 書記 田沼亀之允印	竜ヶ崎町 酒井雄平方 債権者代人 松田徳次郎殿	単票	1	16
75	明治30	1897			1	6	式拾九年回第四五七号 異議申立書(御送達命令書には応じがたく異議申立て)	右債務者 平野周蔵印、代書人 岡田竹次郎印	竜ヶ崎区裁判所 判事 三浦精明殿	単票	1	17
76	明治30	1897			1	7	(書簡封筒)	稲敷郡龍ヶ崎町 酒井雄平	稲敷郡古渡村大字 下馬渡 坂本茂兵衛殿	封筒	1	32
77	明治30	1897			1	12	(不動産仮差押え分書上綴)	申請人坂本茂兵衛代理人 松田徳次郎印、代書人酒井雄平印		綴	4	31
77 1	明治30	1897			1	12	記(不動産仮差押え分書上)	稲敷郡古渡村大字下馬渡 平民 申請人坂本茂兵衛代理人 松田徳次郎印、代書人酒井雄平印		単票	1	31 1
77 2	明治30	1897			1	12	記(不動産仮差押え分書上)	稲敷郡古渡村大字下馬渡 平民 申請人坂本茂兵衛代理人 松田徳次郎印、代書人酒井雄平印		単票	1	31 2
77 3	明治30	1897			1	12	記(不動産仮差押え分書上)	稲敷郡古渡村大字下馬渡 平民 申請人坂本茂兵衛代理人 松田徳次郎印、代書人酒井雄平印		単票	1	31 3
77 4	明治30	1897			1	12	記(不動産仮差押え分書上)	稲敷郡古渡村大字下馬渡 平民 申請人坂本茂兵衛代理人 松田徳次郎印、代書人酒井雄平印		単票	1	31 4

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
78	明治30	1897			1	12	(被告平野周蔵に判決正本送達時の手数料領収書)	竜ヶ崎区裁判所 執達吏秋山勇之助印	坂本茂兵衛代人 松田徳次郎殿	単票	1	21
79	明治30	1897			1	12	判決正本(小作米支払請求一件につき、被告平野周蔵は原告坂本茂兵衛・代理人松田徳次郎に対し小作米を并済すべく命ず)	(原本作成)竜ヶ崎区裁判所 判事 三浦精明, (正本作成)裁判所書記 田沼亀之允印		仮綴	1	23
80	明治30	1897			1	12	(不動産仮差押決定命令ならびに対象田地一覽綴)			綴	2	18
80	1	明治30	1897		1	12	不動産仮差押決定命令(小作米金未納につき不動産差押の件)	(原本作成者)竜ヶ崎区裁判所 判事 三浦精明, (正本作成者)裁判所書記 田沼亀之允印		単票	1	18 1
80	2	明治30	1897		1	12	記(差押田地一覽)	申請人代理者 松田徳次郎印, 代理人 酒井雄平印		単票	1	18 2
81	明治30	1897			1	14	送達状(判決正本1通送達の件)	竜ヶ崎区裁判所 書記 田沼亀之允印	酒井雄平方 松田徳次郎殿	単票	1	22
82	明治30	1897			1	14	(不動産仮差押決定命令ならびに対象地書上)			綴	2	30
82	1	明治30	1897		1	14	不動産仮差押決定命令(債権者坂本茂兵衛・代理人松田徳次郎、債務者平野周蔵、28年度小作米請求及び不動産の仮差押えについて)	(原本作成者)竜ヶ崎区裁判所 判事 三浦精明, (正本作成者)裁判所書記 田沼亀之允印		単票	1	30 1
82	2	明治30	1897		1	14	記(仮差押宅地・畑地書上)	稲敷郡古渡村大字下馬渡 平民農 申請人坂本茂兵衛代理 松田徳次郎印, 代書人 酒井雄平印		単票	1	30 2
83	明治30)	1897			1	15	(書簡封筒)	稲敷郡龍ヶ崎町 酒井雄平	稲敷郡古渡村大字 下馬渡 坂本茂兵衛殿	封筒	1	24
84	明治30	1897			2	1	承諾書(不動産仮差押取消申請は2月4日までに 行うべき旨)		坂本茂兵衛殿	単票	1	29
85	明治45	1912			3	22	土地貸附明細帳	古渡村坂本勇輔		帳面類	1	40
86	(明治)						名寄帳(雛形)	第常何村		縦帳	1	13
87					3	17	記(根本伊右衛門殿用立金2円1貫667文受取)	江戸屋 小三郎印	馬渡し 茂兵衛様	切紙	1	55
88							記(訴訟入用金覚)			折紙	1	27

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
89							(質入田畑覚書)			単票	1	28
90							(土地名寄下書)			単票	1	26
91							(活計に差支、高須君へ手形相渡候につき、立替え返納の件の書状)	中川よし㊦	下馬渡村 坂本茂兵衛様	切紙	1	7
92							(南山来村分下馬渡村坂本茂兵衛証印税領収書)			切紙	1	33
93	1						訴訟書類入(裏に「二十四円」とあり)			封筒	1	97 1
93	2						53(『漁業制度資料目録』作成時の付箋)			付箋	1	97 2
93	3						(印紙品切れの儀、不足分代金渡すにより貴殿方にて貼付されたき旨、付箋)			切紙	1	97 3
94							(耕地略図)			縦紙	1	93

## 坂本茂兵衛家文書

### 史料の概要と特色

坂本茂兵衛家文書は、総点数 179 点(袋数 97)で、年代でみると寛保 1(1741)年から明治 45(1912)年で、近世文書 39 点、近代文書 125 点、年代不明分 15 点からなる史料群である。

全般を通して目立つのが坂本家の地主経営に関する史料である。その中から近世文書についてみると質地証文・小作証文などの質地小作関係文書が大半を占めている。明治以降の質地証文・土地売買証文もあり、延享 4(1747)年から明治 19(1886)年頃までの坂本家の土地集積の実態を把握することができる。また、慶応 3(1867)年「当卯ノ田畑入附并利足取立帳」(目録番号 35)、慶応 4(1868)年「当辰ノ田畑入附并利足取立帳」(目録番号 38)、明治 45(1912)年「土地貸附明細帳」(目録番号 85)などがあり、明治 45(1912)年の「土地貸附明細帳」には、坂本家の小作地、小作人の住所、氏名、小作料が記載されており、この時期の、坂本家の地主経営の一端を知ることができる。明治 30(1897)年には、坂本茂兵衛と平野周蔵との間で、小作米支払い請求を求める訴訟事件が起きており、それに関する史料が多く残されている。

土地関係は、文政 11(1828)年の「下馬渡名寄明細帳」(目録番号 14)があり、文政段階での下馬渡村の土地所有状況が分かる。明治以降には注目すべきものは見当たらないが、明治 10(1877)年に「寺院境分上知取調書上」(目録番号 60)がある。

年貢関係は、近世ではみられないが、明治 2(1869)年から 3(1870)年の年貢割合帳・夫銭帳など 4 冊の年貢諸帳簿を綴ったもの(目録番号 45-1~45-4)や、明治 2(1869)年の「去ル辰御年貢米永調書」(目録番号 43)など幕末期の年貢割合の状況を知る事のできる史料がある。また、御用留・御布告留、御用向入用留などの記録類が近世近代を通じて 5 冊ほどあり、お触れや法令の伝達、御用の内容を知ることができる。特に天保 2(1831)年の「水行御用留」(目録番号 18)は、幕府による大規模な水行直の記録で、漁業に与えた影響も大きかったことが報告されており、霞ヶ浦落口組合 107 ケ村、北利根川通 12 ケ村、鰯川組 15 ケ村、北浦組 42 ケ村、横利根川通 11 ケ村、粉石口川・利根川通 5 ケ村、享和新川組 15 ケ村、利根川通 11 ケ村、水神川通 11 ケ村、利根川通 37 ケ村などの水利組合についても知ることができる史料である。

以上の他に、明治以降の史料の中に、明治 21(1888)年 3 月 23 日から明治 22(1889)年 10 月 31 日までの茨城県河内郡古渡村他 9 ケ村戸長役場から下馬渡村組頭坂本茂兵衛に宛てた諸書類の綴があり(目録番号 70)、督促状や申し入れ、通知、依頼状などが多数綴じられている。近代文書の点数 149 点のうち 82 点は、この 1 冊に綴られた文書の点数である。この綴りから、煙草の耕作人や作付け、収穫の届けなどに関する事、家禽の取調べ、農産物の品評会の開会、信太郡ほか三郡漁業集談会開設の件、村の渡し船の収入高の取調べ、養蚕に関する事、茶業者組合の加入、農事講習所の設置など諸産業に関することや、税金に関する事、小学校の新築などに関する事、種痘

やコレラの予防など衛生に関する事、巡査駐在所の設置など警備に関する事、町村の分合合併に関する事、役場の移転など村政に係るさまざまなことを知る事ができる。

次に、領主の支配関係と村の概要についてみてみたい。下馬渡村は、「元禄郷帳」316石余、「天保郷帳」318石余、「旧高旧領取調帳」347石余とある(『角川日本地名大辞典 8』)。元禄年間、旗本安藤氏・三枝氏との相給で、幕末には天領と旗本安藤氏・伊藤氏の相給であった。「旧高旧領取調帳」によると安藤與十郎知行 270石 1斗 4升 7合、伊藤主水知行 75石 3升、小川達太郎支配所 2石 3斗 3升 7合とある。また明治 2(1869)年の「去ル辰御年貢米永調書」(目録番号 43)によると、下馬渡村は、元安藤與十郎上知高 245石 1斗と、元伊藤主水上知 71石 3斗 1升、「在来御料所」すなわち元天領の馬渡新田高 2石 3斗 3升 7合からなるとある。江戸時代は常陸国河内郡に属し、明治初年に宮城県、明治 7(1874)年大区小区制で新治県、明治 8(1875)年に茨城県に編入され、第十大区七小区に属する。明治 11年河内郡に所属、明治 22年に河内郡古渡村の大字となっている。明治 30(1897)年に稲敷郡桜川村の大字となる。

坂本家が村役人を勤めた下馬渡村は、旗本安藤與十郎知行所である。既述のとおり、坂本家文書には村落構造を知るための史料は多くはないが、文政 11(1828)年の「下馬渡村名寄明細帳」(目録番号 14)は、村民一人々々の所持高と、村の土地所有(田のみ)の実態を知る事ができる。この史料には寺を含めて 24 名の名前が記載されているが、これによると、この時期この村で最も所持高が高いのは主水と記載されている人物で 16石 1斗 3升 7合、次に別当寺の 13石余であった。坂本家は 7石台であり、村内第 9位であった。下馬渡村には他村からの入作が多く、中でも須賀津村の長左衛門は下馬渡村内に 12石余所持しており、坂本家よりも多かった。その他わずかであるが、上馬渡・山来・和田などの村人も入作している。坂本家の所持高をみると、文政 11年段階ではそれほど多くはない。しかし、幕末から明治にかけて坂本茂兵衛宛の質地証文が多数残されていることからすると、その後所持高を増やした可能性が高い。

坂本家は、文政 11(1828)年名主坂本茂兵衛(目録番号 14)の名がみられ、代々名主役を勤める家柄であった。しかし、上馬渡村内塾家文書(内塾新一家文書 目録番号 6)によると、天保 4(1833)年の村方出入が原因で名主茂兵衛が退役させられ、天保 5(1834)年に上馬渡村内塾新左衛門に下馬渡村の名主役兼帯命令が出されており、下馬渡村はしばらくの間名主役が不在であった。名主不在の間ははっきりしないが、弘化 4(1847)年の史料に組頭茂兵衛(目録番号 22)の名がみられることから、坂本家は名主役を退いたのち組頭役を勤めていたことが分かる。明治期には、明治 2(1869)年(目録番号 44)と明治 4(1871)年(目録番号 48)に庄屋、明治 8(1875)年下馬渡村戸長(目録番号 56)、明治 10(1877)年に下馬渡村書記(目録番号 61)、明治 21 から 22 年下馬渡村組長(組頭)(目録番号 70)を勤めていた。

(文責 岩田みゆき)